

岩手県公安委員会告示第10号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定に基づき、次の指定講習機関の特定講習の一部の廃止を許可した。

平成21年12月25日

岩手県公安委員会

委員長 藤原 博

- 1 指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社花輪橋自動車教習所
  - (2) 住所 宮古市田鎖第12地割25番地
  - (3) 代表者の氏名 中野 順子
- 2 講習を行う事務所の名称及び住所
  - (1) 名称 花輪橋自動車教習所
  - (2) 住所 宮古市田鎖第12地割25番地
- 3 廃止しようとする特定講習の種別
  - (1) 大型二輪免許に係る初心運転者講習
  - (2) 普通二輪免許に係る初心運転者講習
  - (3) 原付免許に係る初心運転者講習
- 4 廃止しようとする年月日 平成21年12月1日